

あさぎり町公共下水道管路施設詳細調査仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、あさぎり町上下水道課（以下、委託者という。）が管理する下水道管路施設内の調査工に適用する。

- (1) 図面及び、特記仕様書に記載された事項は、本仕様書を優先する。
- (2) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

(成果の所有等)

第2条 調査に伴って得られた資料及び成果は委託者の所有とする。また、調査の成果等は、委託者の承諾なしに公表しないこと。

(用語の定義)

第3条 本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者の発議により、監督員が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により、受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受託者が対等な立場で合議することをいう。

(法令の遵守)

第4条 受託者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関係する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。

なお、いずれも最新版とする。

(1)	労働基準法	及び同法関連法規
(2)	労働者災害補償保険法	及び同法関連法規
(3)	消防法	及び同法関連法規
(4)	緊急失業対策法	及び同法関連法規
(5)	建設業法	及び同法関連法規
(6)	建築基準法	及び同法関連法規
(7)	毒物及び劇物取締法	及び同法関連法規
(8)	道路法	及び同法関連法規
(9)	下水道法	及び同法関連法規
(10)	中小企業退職金共済法	及び同法関連法規
(11)	道路交通法	及び同法関連法規
(12)	河川法	及び同法関連法規
(13)	電気事業法	及び同法関連法規
(14)	公害対策基本法	及び同法関連法規
(15)	騒音規制法	及び同法関連法規
(16)	廃棄物の処理法及び清掃に関する法律	及び同法関連法規
(17)	水質汚濁防止法	及び同法関連法規
(18)	酸素欠乏症等防止規則	及び同法関連法規
(19)	労働安全衛生法	及び同法関連法規
(20)	振動規制法	及び同法関連法規

又、使用人に対する、諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

(提出書類)

第5条 受託者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ作業に着手すること。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届
- (3) 工程表
- (4) 職務分担表
- (5) 緊急連絡先
- (6) 調査計画書
- (7) 酸素欠乏危険作業主任者届

又、提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。受託者は、着手日から竣工日までの期間中、調査日報を監督員に提出すること。

調査が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 出来高調書
- (3) 調査記録写真
- (4) 完了図書
- (5) 支払請求書及び明細書

前期各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

(官公庁への手続き)

第6条 受託者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

(現場体制)

第7条 受託者は、契約締結後すみやかに代理人、並びに調査技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

2 受託者は、善良な調査員を選定し秩序正しい調査を行わせ、かつ熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。管理技術者は、(公社)日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、下水道管路管理専門技士のいずれかの資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。照査技術者は3年以上の実務経験者でなければならない。

3 受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な調査員を配置すること。

(下請負人の届出)

第8条 受託者は、調査の一部を下請負させる場合で、委託者がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。調査期間中に下請負人を変更する場合も同様である。

2 調査の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受託者はただちに必要な措置を講じること。

(地先住民等との協調)

第9条 受託者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

2 受託者は地先住民等からの要望、もしくは地先住民等との交渉があつた時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告すること。

3 受託者は、いかなる理由があっても地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

4 使用人等が前項の行為を行った時は、受託者が責任を負うこと。

(損害賠償及び補償)

第10条 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。

2 受託者は、調査にあたり、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(工程管理)

第11条 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

2 予定の工程表と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑進行を図ること。

3 受託者は、毎月末、調査出来高報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。

4 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめその調査内容・調査時間について監督員の承諾を得ること。

(調査記録写真)

第12条 受託者は、次の各号に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種ごと工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

2 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板等を入れて撮影すること。

3 写真撮影はデジタルカメラを使用し、保存するファイルの種類は JPEG 形式とする。また、保存する解像度は 300dpi で最低画像サイズは 1600×1200、必要画素数 200 万以上を確保すること。

第2章 安全管理

(一般事項)

第 13 条 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

2 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

3 事故防止を図るため、安全管理については調査計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(安全教育)

第 14 条 受託者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

2 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(労働災害防止)

第 15 条 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。

2 マンホール等に入りし、また内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- 3 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講じること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

(公衆災害防止)

第16条 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の安全対策を十分に講ずること。

- 2 調査現場には、下水管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安等を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- 3 調査区域内には、交通整理人を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- 4 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書の定めるところによるほか、関係官公庁の指示に従い適切に行うこと。
- 5 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

(その他)

第17条 受託者は、調査にあたって下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

- 2 事故が発生した時は、緊急連絡体制に従いただちに監督員及び関係官公庁に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- 3 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査うえ、その結果を書面により委託者に届け出ること。

第3章 調査工

(一般事項)

第18条 受託者は、調査計画書に調査個所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで調査着手すること。

- 2 調査にあたっては、菅口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- 3 受託者は、調査にあたり騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- 4 受託者が監督員の指示に反して調査を続行した場合、監督員が危険と判断した場合は調査の一時中止を命じることがある。
- 5 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂で汚損させないこと。汚損させた場合は、調査終了の都度洗浄・清掃すること。
- 6 調査終了後は、すみやかに使用機器・仮設物等を搬出し調査場所の清掃に努めること。

(調査計画書)

第19条 受託者は、調査にあたり事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- (1) 調査概要
- (2) 現場組織（職務分担、緊急連絡先）
- (3) 調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表）
- (4) 安全計画
- (5) その他、監督員の指示する事項

(調査機材)

第 20 条 調査に使用する機材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。

(調査時間)

第 21 条 通常の調査時間は、昼間作業を 9:00~17:00 迄、夜間作業を 22:00~6:00 迄とするが、調査にあたっては道路使用許可条件を厳守すること。なお、上記時間帯にて作業が困難である場合には監督員と協議すること。

(テレビカメラによる調査)

第 22 条 本管の調査にあたり、調査の精度を高めるために調査個所を洗浄する必要がある場合の洗浄水は、監督員と協議し都度決定すること。

- 2 本管の調査は、原則として上流から下流に向けテレビカメラを移動させながら行うこと。
- 3 本管の調査にあたっては、菅の破損、継手部の不良、クラック、取付菅口等に十分注意しながら、全区間撮影し DVD 等に収録すること。異常個所、取付菅口等の必要箇所については、側視撮影し鮮明な画像を DVD 等に収録すること。
- 4 本管内及び取付菅部の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし正確に測定すること。
- 5 管内に異状が発見された場合は、DVD 等とは別にモニターから写真撮影を行うものとする。

(マンホール調査)

第 23 条 調査する際は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに管路の布設状況、土砂の堆積状況、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の種類・摩耗度・がたつきの有無等のマンホール内の不良個所を調査し、写真撮影を行うものとする。写真は、調査年月日、異常内容、発生個所等を明記した黒板等を入れて撮影すること。

(異常時の処置)

第 24 条 調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(報告書)

第 25 条 調査結果は報告書を作成し提出すること。

- 2 提出する成果品は次のとおりとする。
 - (1) 調査報告書
 - (2) 調査個所全体図面
 - (3) 不良個所写真帳、不良個所図
 - (4) DVD 等
 - (5) その他監督員の指示するもの

第4章 その他

(調査の完了)

第 26 条 調査を終了し、所定の書類が提出された後、あさぎり町検査員の検査をもって完了とする。

第 27 条 受託者は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。

- 2 受託者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い提出すること。

(その他)

第 28 条 調査個所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

- 2 設計図書に明示してなくても、作業遂行上当然必要なものは受託者負担のもと実行すること。